

相続ニュース

Vol.0066

2015年4月13日(月)

担当：MS事業部 松村

〒460-0002 名古屋市中区丸の内 3-22-21

損保ジャパン日本興亜名古屋ビル1F

ASK 税理士法人

TEL 052-971-1122 FAX 052-971-4488

借入金の相続

はじめに

今回は、銀行からの借入金について記します。相続人としては、借入金は相続したくないけど相続することになります。

個人で銀行借入をしている場合

銀行からの借入金は、相続人が法定相続分に応じて分割されます。

例) 親の財産を子供3人で相続した場合

- ・土地 9000万円
- ・銀行借入 9000万円

↓

銀行は、子供3人に3000万円ずつ請求できます。遺言書があり、その遺言書に長男一人に土地・借入金を相続させるようにあった場合は、銀行は遺言書とおりに長男に全額請求することもできますし、子供3人に3000万円ずつ請求もできます。銀行は、遺言書の内容に縛られないためです。



対応策

- ① 遺言書の記載内容を認めてもらうには、借入金を相続する長男と銀行とで「債務引き受け契約」を締結する。
- ② 長男が、新規に借入れ契約を締結する。
- ③ 長男以外の子供が、相続放棄をする。

法人借入金の代表者連帯保証

法人の代表者が亡くなって、その法人に銀行借入があり代表者が連帯保証をしている場合、この連帯保証の相続も相続人に相続されます。取り扱い、先程と同様となります。

おわりに

借入金などの債務は、相続人間の取り決めが上手に終わったとしても、銀行などの債務者との取扱いは異なるため注意が必要です。